

# チャレンジする あなたを応援します！

補助金額 **最大180万円**



創業に係る初期費用の一部を助成し、創業予定者の資金負担を軽減することにより、本市での創業を応援します。

## ……杵築市創業支援事業補助金の概要……

### 補助対象者

次の要件をすべて満たす方が補助対象者となります。

- (1) 中小企業者(一定の規模以下の会社・個人事業者)の予定者等であること。(補助金申請日時点において中小企業者であっても、創業開始日の1か月前までに従前の事業を廃止し、中小企業者でなくなった方を含む。)
- (2) 次のいずれかに該当する方
  - ア 市内に主たる事業所を置く創業予定の個人、かつ、創業開始日までに市内に住所を有すること
  - イ 市内に本店を置く会社を設立する創業予定の個人(会社として事業開始予定であり、補助金申請日時点において会社設立日から3か月経過していない会社の代表者を含む。)
- (3) 補助事業の完了日まで、特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書について本市から交付されていること
- (4) 創業開始日から3年間継続して事業を行う見込みがあること

※その他要件あり

## 補助対象事業

補助対象者が、補助金申請日時点から原則として6か月以内に市内において創業を行う事業で、主たる事業所(自宅兼事業所を含む。ただし、仮設等の恒常的な設置ではない事業所を除く。)を置くものをいいます。

## 補助対象経費

| 経費区分         | 補助率 | 補助上限額                                    | 1事業者あたりの補助上限額 |
|--------------|-----|--|---------------|
| ① 事業所賃借料     | 2/3 | 150万円<br>※上記金額のうち、<br>販売促進に係る<br>経費は35万円 | 180万円         |
| ② 事業所新築費用    |     |  |               |
| ③ 事業所購入費用    |     |  |               |
| ④ 事業所改装費用    |     |  |               |
| ⑤ 設備費用       |     |  |               |
| ⑥ 法人登記等に係る経費 |     |  |               |
| ⑦ 販売促進に係る経費  | 2/3 |  |               |
| ⑧ 家財等処分に係る経費 | 2/3 | 30万円                                     |               |

※補助金額の算定にあたっては、経費①～⑥、⑦、⑧の3区分ごとに補助率2/3を乗じるものとします。(1,000円未満切捨て)

※『消費税及び地方消費税』、『振込手数料』は補助対象外

- ① 事業所賃借料  
申請日の3か月前の日から3か月後の日までに契約した賃貸借契約上の月額賃料6か月分を上限(敷金・礼金・駐車場費・光熱水費・共益費等を除く。)
- ② 事業所新築費用 事業所の建物の新築に係る費用(事業所専用部分に係るもののみ。)
- ③ 事業所購入費用 事業所の建物に係る購入費用(事業所専用部分に係るもののみ。)
- ④ 事業所改装費用 事業所の外装及び内装に係る工事費用(事業所専用部分に係るもののみ。)
- ⑤ 設備費用  
単価1万円(税抜)以上、かつ、耐用年数3年以上の専ら補助事業のために使用される機械装置、器具及び工具等の調達費用等(リース料及びレンタル料を含む。車両・運搬具を除く。)
- ⑥ 法人登記等に係る経費  
法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税、商号登記に係る登録免許税、司法書士及び行政書士等に支払う申請書類作成経費
- ⑦ 販売促進に係る経費  
広告宣伝費、パンフレット作製費、ホームページ製作費
- ⑧ 家財等処分に係る経費  
空き店舗及び空き家(※空き家は、市空き家バンクの登録物件に限る。)の家財等の撤去処分費(空き店舗及び空き家を事業所として賃借又は購入のうえ、活用する場合のみ。)

## 補助対象期間

①: 賃貸借契約の日と交付決定の日のいずれか遅い方の日から補助事業の完了日又は令和7年2月末日のいずれか早い日まで

②～⑧: 交付決定の日から補助事業の完了日又は令和7年2月末日のいずれか早い日まで

※交付決定の日以前に契約(事業所の賃貸借契約は除く)・発注した経費は補助対象となりませんので、ご注意ください。

※補助対象期間中に支払を完了したものが、補助対象経費となります。



申請期限

令和6年11月29日(金)



お問い合わせ先

杵築市商工観光課商工労政係

☎ 0978-62-1808

